

静 情 審 第 2 5 号
令和 7 年 10 月 2 日

静岡県知事 様

静岡県情報公開審査会
会 長 下 田 明 宏

静岡県情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について（答申）

令和 6 年 6 月 3 日付け西農総第16号-4 号による下記の諮問について、別紙のとおり答
申します。

記

特定地域の用水路に対する対応及び工事に関する文書の部分開示決定に対する審
査請求（諮問第261号）

別紙

1 審査会の結論

静岡県知事（以下「実施機関」という。）が、別記 1 に掲げる文書（以下「本件請求公文書」という。）の開示請求（以下「本件開示請求」という。）につき、別記 2－1 ④以外の対応記録を保有していないとしたことは、結論において妥当である。

2 審査請求に至る経過

- (1) 令和 6 年 2 月 19 日、審査請求人は、静岡県情報公開条例（平成 12 年静岡県条例第 58 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定により、実施機関に対し、本件開示請求を行い、同日、実施機関は、本件開示請求を受け付けた。
- (2) 令和 6 年 3 月 4 日、実施機関は開示準備に日数を要するとのことから、開示決定等期間延長決定を行った。
- (3) 令和 6 年 3 月 19 日、実施機関は、本件開示請求に対し、別記 2 に掲げる文書（以下「本件対象公文書」という。）を特定し、本件対象公文書の一部を開示する旨の決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- (4) 令和 6 年 4 月 24 日、審査請求人は、別記 2－1 に係る本件決定を不服として、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行い、同日、実施機関は、これを受け付けた。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求の趣旨は、別記 2－1 に係る文書特定は不十分であるため、再度正しい文書特定をするよう求めるものであり、審査請求人が審査請求書及び意見書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 開示されたものは、私が求めた特定の水利組合（以下「B 水利組合」という。）との応答記録ではない。
- (2) 開示期限延長の際に、対象文書には審査請求人と B 水利組合との応答記録が含まれ、当該記録の作成過程や開示部分についての確認に時間を要するとの説明が記載されたメモをもらったが、開示決定においてその文書が開示されない。
- (3) 実施機関では審査請求を提出しても受け付けない。

4 実施機関の主張要旨

実施機関が弁明書及び意見書で述べている主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 審査請求人が求める審査請求人と特定の土地改良区（以下「C 土地改良区」という。）との応答記録は実施機関に存在しない。（実施機関によれば、審査請求人は、

審査請求人が当初対応を依頼したC土地改良区とB水利組合を取り違えており、実施機関が令和6年4月24日に審査請求人に確認したところ、審査請求書の「B水利組合」との記載は、正しくは「C土地改良区」であるとのことである。）

- (2) 令和6年4月24日付けで審査請求人からの審査請求を受理していることから、実施機関が審査請求を受け付けないとする審査請求人の主張は誤りである。

5 審査会の判断

当審査会は、別記2-1に係る本件決定について審査した結果、以下のとおり判断する。

- (1) 別記2-1の特定と審査請求に至る経緯について

実施機関によれば、別記2-1の特定と審査請求に至る経緯は以下のとおりである。

ア 本件開示請求の受付後、実施機関は、別記1-1に係る本件請求公文書を保有していなかったため、A土地改良区及びC土地改良区へ当該文書の提供を依頼した。

イ 土地改良区とは、土地改良法（昭和24年法律第195号）第5条に基づき、知事の認可を受けて設立される法人であり、管理区域内の土地改良施設の維持管理等を担い、地域の農業農村整備事業を推進する組織で、実施機関とは別の組織である。

ウ C土地改良区からは対象文書を保有していない旨の回答があったが、A土地改良区からは別記2-1のとおり文書の提供があった。

エ 上記2(2)の開示決定等期間延長決定の際、実施機関から審査請求人に対し、審査請求人とB水利組合との応答記録を保有している旨のメモを渡した。

オ 水利組合とは、地域住民による任意団体であり、土地改良区から依頼を受けて水路等の日常管理を行う団体で、実施機関とは別の組織である。

カ 決定に際して、実施機関において改めてA土地改良区から提供された文書の内容を確認したところ、当該文書中には、審査請求人とB水利組合との応答記録は含まれておらず、審査請求人とC土地改良区との応答記録も見当たらなかった。そのため、上記エのB水利組合と記載して渡したメモは誤りであったが、審査請求人へはその旨を伝えていない。

キ 以上の結果をもって、上記2(3)のとおり決定し、審査請求人へ通知した。

ク 審査請求人から実施機関に対して審査請求したい旨の意思表示があり、審査請求書の様式を求められたが、様式は任意である旨を伝えるのみで、行政不服審査法第19条第2項に定める記載事項等の詳細な手続の案内はしなかった。

ケ 上記4(1)のとおり、審査請求人が求めている文書は審査請求人とC土地改良区との応答記録であることを確認したため、その旨を記録し、審査請求書へ添付した。

(2) 本件審査請求について

本件開示請求は、本件請求公文書の開示を求めるものであるところ、実施機関は、本件対象公文書を特定した上で、その一部を開示する本件決定を行った。

これに対し、審査請求人は、審査請求書及び意見書の記述並びに実施機関の説明によれば、「審査請求人とA土地改良区以外との応答記録」の開示を求めていると解されるところ、実施機関は上記4(1)のとおり、当該文書は実施機関に存在しない旨主張している。

審査請求の趣旨は、本件対象公文書のうち、別記2-1④の「対応記録」に関する文書特定に係るものであると解されるため、以下、別記2-1④に係る特定の妥当性について検討する。

(3) 「応答記録」について

実施機関によれば、審査請求人が求める「応答記録」とは、令和5年7月に、審査請求人が耕作を行う田畑の周辺で発生した農業用送水管の不具合による漏水について、審査請求人がA土地改良区及びC土地改良区に行った修繕依頼（以下「本件修繕依頼」という。）に係る対応記録である。

実施機関によると、本件修繕依頼については、審査請求人が当初C土地改良区に対応依頼を行ったが、当該送水管を所有しているのはA土地改良区であったことから、所有者であるA土地改良区と当該送水管の日常管理を行うB水利組合で協議して修繕対応をしたとのことである。

(4) 文書特定の妥当性について

ア 実施機関は弁明書及び意見書において、審査請求人とC土地改良区との応答記録は保有していないとしている。当審査会事務局職員をして実施機関に確認させたところ、本件修繕依頼に対応し修繕に係る工事を行ったのは上記(1)イ及びオに記載した実施機関とは別の組織であり、実施機関は本件修繕依頼や修繕に係る工事に関与していないため、本件開示請求時点で当該工事に係る一切の文書を保有していなかったということである。

イ そのため、上記(1)の経緯のとおり本件開示請求後に取得した別記2-1④の文書を本件対象公文書として特定し、開示したとのことである。

ウ 本来条例が定める公文書開示請求制度は、本件開示請求時点で実施機関が保有する公文書を開示の対象文書とするものであるから、本件開示請求後に実施機関が取得した文書は、条例第2条第2項に規定する公文書には該当しないため、開示の対象外となるものである。

エ 上記ウのとおり、本来、別記2-1④は開示の対象外であるため、文書特定の対象外である。しかし、上記(1)の経緯を前提に、行われた文書特定の妥当性を検討したところ、上記ア、イの実施機関の説明に特段不自然、不合理な点はなく、別記2-1④以外の対応記録を保有していないとしたことは妥当と認められる。また、他に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情も認

められない。

オ 以上により、本来開示請求時点で保有していない公文書については特定の対象外とすべきところ、実施機関において別記２－１④以外に本件請求公文書に該当する文書を保有しているとは認められないことから、実施機関が別記２－１④を特定し、別記２－１④以外の対応記録を保有していないとしたことは、結論において妥当である。

よって、「１ 審査会の結論」のとおり判断する。

6 付言

(1) 本件開示請求への対応について

本件開示請求への対応において、実施機関は上記５に記載のとおり、開示請求後に他組織に提供するように求めて取得した文書を本件対象公文書として開示している。

一般論として、実施機関以外の組織が保有していると思われる文書が請求対象である場合に、開示請求制度ではなく、条例に基づかない任意の情報提供として、実施機関以外の組織に文書の提供を求めて請求に対応することは、県民サービス充実の観点からは一定の評価に値する対応といえる。

本件については、上記５(4)ウに記載のとおり、開示請求時点で保有していない文書は開示の対象外であるため、本来であれば任意の情報提供の枠組みで対応すべき事案である。

公文書開示請求の制度で対応するならば、探索等の結果により対象となる文書を保有していない以上は、条例第11条第２項に基づく非開示決定を行うべきであり、文書を保有している可能性のある組織に対して直接文書を求めるよう審査請求人に案内すべきであった。

また、上記５(1)カに記載のとおり、メモの内容が誤りであるならば、その旨を審査請求人へ説明するべきであった。

今後、開示請求への対応に当たっては、県民の信頼の確保を図ること等の条例の趣旨を踏まえた適正な対応を行うよう努められたい。

(2) 本件審査請求への対応について

上記３(2)のとおり、審査請求人は実施機関が審査請求書を受け付けないと主張しているが、実施機関によれば、これは、上記５(1)クの実施機関の対応を指しているものと認識しているとのことである。実施機関の対応は、審査請求書の受付を拒否したものとまでは認められないものの、そうした誤解を招きかねないものである。

また、上記５(1)ケのとおり、本件審査請求の趣旨及び理由の部分について、実施機関は審査請求人への聞き取りにより修正をしているが、本来、行政不服審査法第19条に定める記載事項等の漏れや誤りなど審査請求書の不備があった場合は、行政

不服審査法第23条の規定により、相当の期間を定めて、審査請求人に対して不備の補正を求める必要があった。

今後、審査請求への対応に当たっては、行政不服審査法の内容を踏まえた適正な対応を行うよう努められたい。

別記 1 本件請求公文書

No.	内 容
1	令和 5 年度 7 月に審査請求人が用水が出ないので対応を願い出ました。この件の一連の処置について
2	令和 5 年度特定地域用水支線地区用水路 1 工事に関するお知らせの全ての関連書類

別記 2 本件対象公文書

No.	内 容
1	① A 土地改良区による建設工事請書（漏水修繕工事）の写し ② 工事施工箇所の位置図 ③ 漏水修繕工事の写真 ④ A 土地改良区の対応記録
2	① 実施機関が発注した特定区間農業用水管更新工事のお知らせ及び位置図 ② 特定区間用水路計画平面図 ③ 用水路補修工事による農業用水断水のお知らせ及び断水予定表 ④ 特定地区水利組合による賦課金通知書送付のお知らせ

※ A 土地改良区とは、審査請求人が修繕依頼した農業用送水管の管理主体であった特定の土地改良区のことである。

別記 3 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過	審 査 会
令和 6 年 6 月 5 日	諮問庁から諮問書を受け付けた。	
令和 6 年 12 月 24 日	審議	第 383 回
令和 7 年 1 月 28 日	審議	第 384 回
令和 7 年 2 月 27 日	審議	第 385 回
令和 7 年 9 月 30 日	審議、答申	第 392 回

静岡県情報公開審査会委員の氏名等（氏名は、五十音順）

氏 名	職 業 等	調査審議した審査会
加 藤 裕 治	静岡文化芸術大学文化政策学部 教授	第 383 回～第 385 回
鎌 塚 優 子	静岡大学教育学部 教授	第 383 回～第 385 回
久 保 田 誠 実	弁護士	第 383 回、第 385 回、 第 392 回
下 田 明 宏	静岡産業大学経営学部 特任教授	第 383 回～第 385 回、 第 392 回
武 田 恵 子	看護師、静岡県看護協会元監事	第 383 回、第 392 回

森 下 文 雄	弁護士	第 383 回～第 385 回、 第 392 回
---------	-----	-----------------------------